

「口座振替依頼書・自動払込利用申込書」の記入要項

1. 申込区分の番号をマルで囲んでください。
2. 依頼日を記入してください。
3. 記入内容に従いご記入ください。

お客様番号

いつも上下水道をご利用いただきありがとうございます。
上下水道使用量のお知らせ
 このお知らせでは料金のお支払いはできません。
 お問い合わせ先は、裏面をご覧ください。

〒985-0849 佐渡市新町489

佐渡太郎 様

お客様番号 123456-001

00000-00000-00000

0000 13 (統一)一般用

令和●●年 4 月分 (3 月中使用分)

今回指針 m³
 前回指針 m³

① お客様番号は「上下水道使用量のお知らせ」等に
記載されている番号です。ご不明な場合は佐渡市上下水道課までお問い合わせください。

② 水道メーターが設置されている住所を必ず記入してください。
※アパート名等、部屋番号も忘れずにご記入ください。

③ 水道使用者の氏名をご記入ください。
※死亡等により使用者を変更する場合は、上下水道課窓口での名義変更手続きも必要です。

④ 連絡先を必ずご記入ください。
(日中連絡が取れる携帯番号・勤務先等)

⑤、⑥、⑦については水道の使用場所と異なる場合に記入してください。

例えば・・・
 佐渡市内で、○○地区に料金が発生するメーターが設置されているが、他の地区に在住又は市外、
 県外に在住している場合には、その住所と連絡先番号を必ず記入してください。

⑧ 料金と開閉栓手数料は、セットで必ず1・2番をマルで囲んでください。
 2番の開閉栓手数料は、お引越し等により水道を開始する時や中止する時に
 頂く手数料です。毎月引落となる料金ではありませんのでご理解ください。

⑨ 下水道事業受益者負担金を口座振替されるお客様は“3番”をマルで囲んでください。

4. お客様の指定預貯金口座内容をご記入ください。
 届出印は相違がないようご確認の上、1・2枚目に印鑑照合ができるようにハッキリ
 と押印してください。

また、ゆうちょ銀行と他の金融機関は記入欄が異なりますのでご注意ください。

※ 誤った記入をした場合、横線にて訂正をし、その上に訂正印を押印してください。

※ 用紙は3枚複写になっておりますので、切離さずに金融機関の窓口へご提出ください。

◆◆◆口座振替ができる金融機関一覧◆◆◆

第 四 北 越 銀 行	新 潟 大 栄 信 用 組 合
大 光 銀 行	佐 渡 農 業 協 同 組 合
新 潟 県 労 働 金 庫	羽 茂 農 業 協 同 組 合
新 潟 県 信 用 組 合	ゆ う ち よ 銀 行
東日本信用漁業協同組合連合会	

◆お問合せ先◆

新潟県佐渡市千種232番地
 佐渡市役所第2庁舎3階
 佐渡市上下水道課 水道総務係
 電話:0259-67-7280

(水道・下水道用)

①(金融機関保管用)

佐渡市水道料金等 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書

取扱金融機関等 御中

申 込 区 分		依頼日 令和 年 月 日	
1 新 規(166)	2 廃 止(176)		
お客様番号		水道メーターが設置されている住所 (必ずご記入ください)	
①		佐渡市 ②	
契約者又は使用者住所・氏名	水道使用者	電話	自 宅 ④ 勤務先 携 帯
◎下記は水道の使用場所と異なる場合のみご記入ください。			
フリガナ			
住 所	⑤		
フリガナ			
氏 名	電話	自 宅 ⑦ 勤務先 携 帯	
振 替 科 目		⑧	
(振替科目を○で囲んでください)		1. 上 下 水 道 料 金 2. 開 閉 栓 手 数 料 3. 下水道事業受益者負担金 ⑨	
		※2番にも○印をつけてください。	
契約種別コード		22 30	
◎振替科目 2番の開閉栓手数料は、水道の使用開始又は中止をする時に発生する手数料です。			

指定 預貯金 口座	金融機関	銀行・信組・労金 農協・信漁連	本店・支店 出張所
	金融機関コード (金融機関で記入)		預金種別
			1. 普通 2. 当座 3. その他 ()
	金融機関コード		通 帳 記 号
	9 9 0 0 1		0 の
	加入者名 収納口座番号		佐渡市水道事業企業出納員 00630-8-17700
フリガナ		佐渡市会 計 管 理 者 00520-7-960254	
口座名義人		金融機関届出印	◎上下水道料金及び開閉栓手数料 の口座振替日 毎月25日、再振替日 翌月11日 (振替日が休日等の場合は 翌営業日となります)
		(2枚目にも押印)	

⑨ 相続等により、使用者に変更が生じた際は、原則として現在申込まれている口座からの振替は出来ませんのでご注意ください。
 引続き口座振替で納付される場合は、お手数でも新しい使用者で依頼書を出しなおしてください。詳しくは、佐渡市担当課に
 お問い合わせください。

確約事項

- (1) この依頼書により、佐渡市で指定した振替日に納入通知書等に記載の金額を払出し、納付してください。
- (2) 前号の払出手続きについては、当座勘定規定または預貯金規定にかかわらず、小切手の振出または預貯金通帳及び預金払出請求書を提出
しないので、貴行（貴庫、貴組合）所定の方法で処理してください。
- (3) 預貯金口座残高が、振替日において、納付額に満たないときは、私に通知することなく、振替不能と処理されても異議ありません。
- (4) この口座振替契約は、長期間にわたり請求が無い等、貴行（貴庫、貴組合）が必要と認めた場合に、解約されて
も異議ありません。また、私の都合により廃止または変更するときは、この「依頼書・申込書」により速やかに
届出します。
- (5) この取扱について、仮に紛議が生じて、貴行（貴庫、貴組合）に迷惑
をおかけしません。

検 印	係 印	印鑑照合

金融機関受付日付印

！ 用紙は3枚複写になっておりますので、切離さずに金融機関の窓口へ提出してください